

令和2年度 水俣市家庭ごみ収集日程表

| 収集区 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1区A 陣内・牧ノ内 わらび野・ひばりヶ丘 | 全品目 | 1(水) | 1(金) | 2(火) | 1(水) | 3(月) | 1(火) | 1(木) | 4(水) | 1(火) | 5(火) | 2(火) | 2(火) |
| | 紙・ペット | 15(水) | 19(火) | 16(火) | 15(水) | 18(火) | 15(火) | 15(木) | 16(月) | 14(月) | 19(火) | 15(月) | 16(火) |
| 1区B 古城・天神 | 全品目 | 2(木) | 8(金) | 3(水) | 2(木) | 4(火) | 2(水) | 2(金) | 5(木) | 2(水) | 6(水) | 3(水) | 3(水) |
| | 紙・ペット | 16(木) | 20(水) | 17(水) | 16(木) | 19(水) | 16(水) | 16(金) | 17(火) | 15(火) | 20(水) | 16(火) | 17(水) |
| 2区全域 | 全品目 | 3(金) | 11(月) | 4(木) | 3(金) | 5(水) | 3(木) | 6(火) | 6(金) | 3(木) | 7(木) | 4(木) | 4(木) |
| | 紙・ペット | 17(金) | 21(木) | 18(木) | 17(金) | 20(木) | 17(木) | 20(火) | 18(水) | 16(水) | 21(木) | 17(水) | 18(木) |
| 3区全域 | 全品目 | 7(火) | 12(火) | 5(金) | 7(火) | 6(木) | 4(金) | 7(水) | 9(月) | 4(金) | 8(金) | 5(金) | 5(金) |
| | 紙・ペット | 21(火) | 22(金) | 19(金) | 21(火) | 21(金) | 18(金) | 21(水) | 19(木) | 17(木) | 22(金) | 18(木) | 19(金) |
| 4区全域 | 全品目 | 8(水) | 13(水) | 9(火) | 8(水) | 7(金) | 8(火) | 8(木) | 10(火) | 8(火) | 13(水) | 8(月) | 9(火) |
| | 紙・ペット | 22(水) | 25(月) | 23(火) | 22(水) | 24(月) | 24(木) | 22(木) | 20(金) | 18(金) | 25(月) | 19(金) | 23(火) |
| 5区全域 | 全品目 | 9(木) | 14(木) | 10(水) | 9(木) | 11(火) | 9(水) | 9(金) | 11(水) | 9(水) | 14(木) | 9(火) | 10(水) |
| | 紙・ペット | 23(木) | 26(火) | 24(水) | 28(火) | 25(火) | 25(金) | 23(金) | 25(水) | 22(火) | 26(火) | 22(月) | 24(水) |
| 6区全域 | 全品目 | 10(金) | 15(金) | 11(木) | 10(金) | 12(水) | 10(木) | 13(火) | 12(木) | 10(木) | 15(金) | 10(水) | 11(木) |
| | 紙・ペット | 24(金) | 27(水) | 25(木) | 29(水) | 26(水) | 28(月) | 27(火) | 26(木) | 23(水) | 27(水) | 24(水) | 25(木) |
| 7・8区全域 | 全品目 | 14(火) | 18(月) | 12(金) | 14(火) | 17(月) | 11(金) | 14(水) | 13(金) | 11(金) | 18(月) | 12(金) | 12(金) |
| | 紙・ペット | 28(火) | 28(木) | 26(金) | 30(木) | 27(木) | 29(火) | 28(水) | 27(金) | 24(木) | 28(木) | 25(木) | 26(金) |
| 9・10・11区 全域 | 全品目 | 15(水) | 19(火) | 16(火) | 15(水) | 18(火) | 15(火) | 15(木) | 16(月) | 14(月) | 19(火) | 15(月) | 16(火) |
| | 紙・ペット | 30(水) | 29(金) | 30(火) | 31(金) | 28(金) | 30(水) | 29(木) | 30(月) | 25(金) | 29(金) | 26(金) | 30(火) |
| 12・13・14・26区 全域 | 全品目 | 16(木) | 20(水) | 17(水) | 16(木) | 19(水) | 16(水) | 16(金) | 17(火) | 15(火) | 20(水) | 16(火) | 17(水) |
| | 紙・ペット | 1(水) | 1(金) | 2(火) | 1(水) | 3(月) | 1(火) | 1(木) | 4(水) | 1(火) | 5(火) | 2(火) | 2(火) |
| 15・16区全域 | 全品目 | 17(金) | 21(木) | 18(木) | 17(金) | 20(木) | 17(木) | 20(火) | 18(水) | 16(水) | 21(木) | 17(水) | 18(木) |
| | 紙・ペット | 2(木) | 8(金) | 3(水) | 2(木) | 4(火) | 2(水) | 2(金) | 5(木) | 2(水) | 6(水) | 3(水) | 3(水) |
| 17区全域 | 全品目 | 21(火) | 22(金) | 19(金) | 21(火) | 21(金) | 18(金) | 21(水) | 19(木) | 17(木) | 22(金) | 18(木) | 19(金) |
| | 紙・ペット | 3(金) | 11(月) | 4(木) | 3(金) | 5(水) | 3(木) | 6(火) | 6(金) | 3(木) | 7(木) | 4(木) | 4(木) |
| 18区全域 | 全品目 | 22(水) | 25(月) | 23(火) | 22(水) | 24(月) | 24(木) | 22(木) | 20(金) | 18(金) | 25(月) | 19(金) | 23(火) |
| | 紙・ペット | 7(火) | 12(火) | 5(金) | 7(火) | 6(木) | 4(金) | 7(水) | 9(月) | 4(金) | 8(金) | 5(金) | 5(金) |
| 19・20区全域 | 全品目 | 23(木) | 26(火) | 24(水) | 28(火) | 25(火) | 25(金) | 23(金) | 25(水) | 22(火) | 26(火) | 22(月) | 24(水) |
| | 紙・ペット | 8(水) | 13(水) | 9(火) | 8(水) | 7(金) | 8(火) | 8(木) | 10(火) | 8(火) | 13(水) | 8(月) | 9(火) |
| 21区全域 | 全品目 | 24(金) | 27(水) | 25(木) | 29(水) | 26(水) | 28(月) | 27(火) | 26(木) | 23(水) | 27(水) | 24(水) | 25(木) |
| | 紙・ペット | 9(木) | 14(木) | 10(水) | 9(木) | 11(火) | 9(水) | 9(金) | 11(水) | 9(水) | 14(木) | 9(火) | 10(水) |
| 22区全域 | 全品目 | 28(火) | 28(木) | 26(金) | 30(木) | 27(木) | 29(火) | 28(水) | 27(金) | 24(木) | 28(木) | 25(木) | 26(金) |
| | 紙・ペット | 10(金) | 15(金) | 11(木) | 10(金) | 12(水) | 10(木) | 13(火) | 12(木) | 10(木) | 15(金) | 10(水) | 11(木) |
| 23・24・25区 全域 | 全品目 | 30(木) | 29(金) | 30(火) | 31(金) | 28(金) | 30(水) | 29(木) | 30(月) | 25(金) | 29(金) | 26(金) | 30(火) |
| | 紙・ペット | 14(火) | 18(月) | 12(金) | 14(火) | 17(月) | 11(金) | 14(水) | 13(金) | 11(金) | 18(月) | 12(金) | 12(金) |

ごみは、「決められた日時」に「決められた場所」へ出しましょう。
ステーションの場所は、地域の組等によって異なりますので、お住いの自治会又は協力員におたずねください。

- 持込日 月曜日から金曜日までの平日(祝日を除く)
- 持込時間 午前8時30分～正午・午後1時～午後4時30分(ただし、生ごみは午後2時まで)
- 年末年始の持ち込み 年末：令和2年12月29日(火) まで年始：令和3年1月4日(月)から

● 燃やすごみ・生ごみ収集日 (祝日も収集します。年末は12月29日(火)まで、年始は1月4日(月)から収集します。)

| 収集日 | 収集地区 |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 月曜日・木曜日 | 1区(陣内・牧ノ内・わらび野・ひばりヶ丘)・3区・5区・6区・7区・8区・9区・10区・11区・15区・16区・22区 |
| 火曜日・金曜日 | 1区(古城・天神)・2区・4区・12区・13区・14区・17区・18区・19区・20区・21区・23区・24区・25区・26区 |

- ・ 収集日の午前8時30分までに、ステーションに出してください。
- ・ 燃やすごみは中が見える袋(透明か半透明、レジ袋)に入れて出してください。
- ・ 生ごみはしっかり水切りをして市指定の生ごみ袋に入れて出してください。
- ・ 事業所ごみはステーションに出すことができません。事業者自ら、適正に処理してください。

● プラ製容器包装(廃プラ)収集日 全地区毎週水曜日 (祝日も収集します。年末は23日まで、年始は6日から収集します。)

- ・ 毎週水曜日午前8時30分までに、ステーションに出してください。
- ・ かるく水洗いし水をよく切って出してください。(汚れがひどいものは燃やすごみに出してください。)
- ・ 中が見えるプラ製の袋に入れて出してください。(バラでは出さないでください。)
- ・ 発泡スチロール、緩衝材(プチプチ)も対象になります。大きいものはそのまま出してください。

● 資源ごみ収集日

- ・ 排出日・排出時間は地域のステーションごとに決められています。
- ・ 収集日前日の午後3時頃までにコンテナ等をステーションに配付します。
- ・ 月曜日が収集日になっている地区には、前の週の金曜日にコンテナ等をステーションに配付します。

| 全品目 (プラ製容器包装は含みません) | びん類・缶類・布類・電気コード類・乾電池類・蛍光灯電球類・食用油・小型家電・破碎埋立粗大・ペットボトル・紙類(新聞チラシ・段ボール・雑誌その他紙類)・飲料等パック |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|

※台風・大雪等の場合、収集日・収集時間の変更、あるいは収集を中止することがあります。
※工事等の道路状況により、収集時間が前後する場合がありますので、必ず収集日の朝8時30分までにステーションに出してください。

| 日曜受入日(一般家庭 資源ごみ・粗大ごみ) | | | |
|-----------------------|--------|-------------------|-----------------------|
| 4月19日 | 10月18日 | ● 受入時間 8:30～12:00 | ● 燃やすごみ・生ごみの受入れはしません。 |
| 6月21日 | 12月20日 | ● 事業所ごみの受入れはしません。 | ● 1日1世帯300kgまでとします。 |
| 8月16日 | 2月21日 | | |

家電・パソコンリサイクルの
アクトビーリサイクリング

リサイクルのしくみ 使う → 分解分別 → 新しい製品に使う

Act-B アクトビーリサイクリング株式会社
Recycling Co., Ltd.
水俣市塩浜町278番6 ☎0966-62-3300

公益社団法人 水俣市一般廃棄物(可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ)収集運搬許可
水俣・津奈木シルバー人材センター

会員募集中!!
60歳以上の健康で働く意欲のある方

空き家見回り 家事援助サービス 受付業務 農作業
お墓の掃除 家庭・事業所の清掃 草取・草刈 庭木のせん定

水俣市築地9番38号
お気軽にご相談ください!! ☎(0966)62-1122

無臭で衛生的な生ごみ処理
ハイブリッド型
自然循環型食品リサイクルシステム
ユーキッドシステム YUKID SYSTEM

株式会社環境総合技術センター 本社 〒867-0066 熊本県水俣市古賀町2-12-7
TEL.0966-63-0110 FAX.0966-62-0119
工場 〒867-0068 熊本県水俣市浜松町6-6 TEL.0966-62-5371
www.ksgc.ne.jp

浄化槽・下水道工事・住宅水まわり・ごみ回収
ご相談ください

地域の暮らしを考える
南部環境株式会社

〒867-0035 水俣市月浦367番地1
TEL.0966-63-6144(代) FAX.0966-63-6152
営業時間 平日8:00～16:45

地球の鼓動を感じる...
産業廃棄物 処分業 一般廃棄物 処分業 建設土木業・家屋解体業

※一般のお客様の廃棄物の受入は種類が限定されます(木屑・金属屑・コンガラ・家具類等)ので持込み・収集依頼の際にはまずはお問合せください。リサイクル工場 ☎0966-68-9453

株式会社 久環 (キュウカン)
水俣市白浜町9-28 ☎(0966)62-1484

不用品処分はお任せ下さい!

◎大掃除後の不用品 ◎お引越しでの不用品
◎家や倉庫の整理がしたい ◎遺品整理

不用品でお困りではありませんか? お見積り無料

ベッド・タンス・家電品・大型ごみ等
大変な分別作業も、ご対応いたします。

一般廃棄物処理業許可証第115号 水俣市古城3丁目7-2
Sun Amenity サンアメニティ ☎0966-63-5760

未来をみつめる **あしきた** 水俣基幹支所

毎月第三日曜日(9:00～16:00)は JAローン相談会

住宅ローン マイカーローン 教育ローン カードローン フリーローン

農業者以外の自営業者や 給与所得者の方もご利用できます! ※JAとのお取引が初めてという方も気軽に相談下さい。

水俣市浜町2丁目9-23 ☎0966-63-2148

・粒状加工で圧倒的使いやすさ!
・生ごみたい肥の決定版
・バイオマスペレット販売中!

生ごみ再生堆肥：バイオマスペレット
熊本県第H30-02号 リサイクル認証製品

株式会社 吉永商會
熊本県水俣市月浦54-110
TEL (0966)63-6272

水俣市 家庭ごみの分け方・出し方

(令和2年度水俣市 一般廃棄物処理実施計画抜粋)

ごみは、「決められた日時」に
「決められた場所」へ出しましょう。

燃やすごみ 週2回

燃やすごみの出し方の注意

①「生ごみ、布類、ペットボトル及びそのふた、紙類、容器包装プラ、粗大ごみ」以外の可燃物
②カセットテープやビデオテープ
※剪定枝は長さ30cm×太さ直径2cm程度で、束ねる幅は直径15cm程度でくくこと。
それ以上の太さ(直径5cm以内)は「粗大ごみ」へ。
※太さ直径5cmを超える枝は市では処理できないので、細かくして出すか、一般廃棄物処理業者に依頼すること。
※中が見える袋(透明か半透明、レジ袋)に入れて出すこと。 ※ホースは粗大ごみです。

湿布
湿布等の剥離シート



●資源になる紙類、容器包装プラ類などは資源ごみへ。 ●布団やプランターなどの大型の可燃物は「粗大ごみ」へ。
●畑の草などはできる限り自家処理すること。自家処理できない場合は枯らして出すこと。
●のこくず、かんなくず、おがくず、シュレッダーごみは直接クリーンセンターへ持ち込む。

リサイクルの方法 溶融スラグを道路の路盤材として使用

生ごみ 週2回

生ごみの出し方の注意

残飯、野菜・果物の切りくず、カニ・エビの殻、栗の皮、ピーナッツの殻など。
※水切りをして指定の袋に入れて出すこと。(袋は劣化するので購入後早めに使うこと。)



●たけのこの皮、貝殻、牛や豚などの大きい骨、つまようじ、バラなどは燃やすごみへ。

リサイクルの方法 堆肥化

プラ製容器包装 週1回(水曜日)

プラ製容器包装の出し方の注意

商品を含むプラ製のパッケージで、中身の使用後不用になったもの(例)レジ袋、ポテトチップスなどのプラ製のお菓子袋、シャンプーや洗剤の容器、ノズル、卵や豆腐のパック、コンビニ弁当の容器、プリン容器、ペットボトルのラベル、ペットボトルのふた、びんのふた、調味料、洗剤などのプラ製容器のふた、プチプチ、発泡スチロール ※発泡スチロールはそのままでも収集可能
金属製のふた⇒「破碎・埋立」へ
※中身は空にし、かるく水洗いして出すこと。
※中が見える袋(透明か半透明、レジ袋)に入れて出すこと。



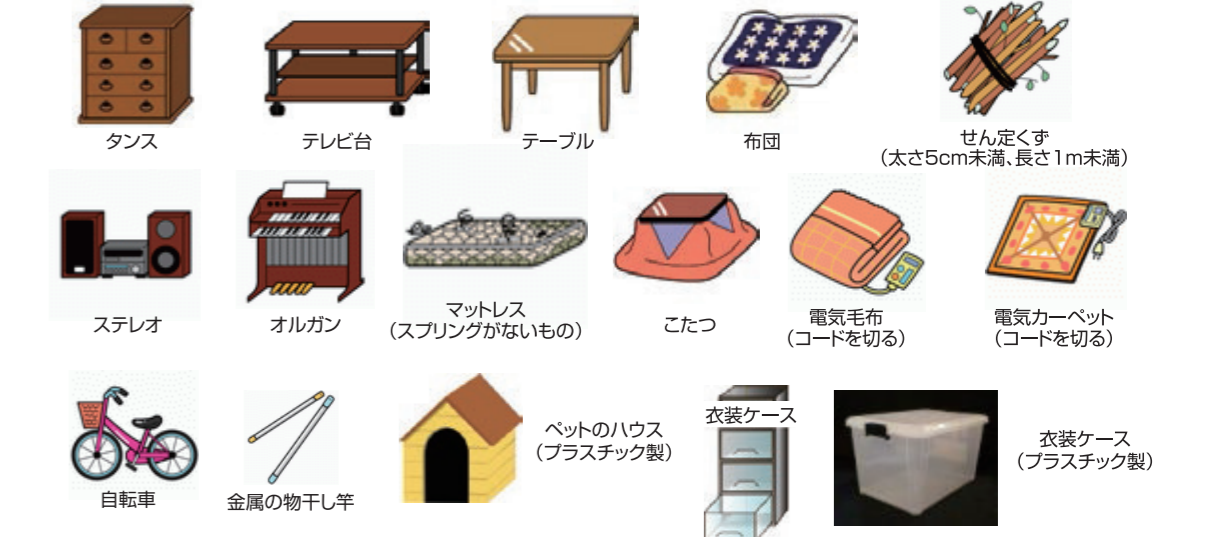
注意! ※ライター・カミソリ・乾電池類は、絶対に入れないでください!

●容器包装ではないプラ(バケツ、ボール、タッパー、ハンガー、プラモデル、家庭で使用したラップ類などのプラスチック製品)は「燃やすごみ」へ
※トレーはできるだけ、店頭に置いてある回収箱へ

破碎・埋立及び粗大ごみ 月1回

破碎・埋立及び粗大ごみの処理方法

①「びん類、缶類、電気コード類、乾電池類、蛍光灯・電球類、小型家電」以外の不燃物(なべ・釜類を含む)。
②家電、おもちゃ、バックなど金属が含まれるもの
③布団、カーペット、プランター、衣類収納BOXなどの大型可燃物
※ガラスや陶器類などの細かな不燃物は「破碎・埋立」のコンテナへ
※家電や布団などの30cmを超える大きな「粗大ごみ」は資源ステーションの空きスペースにまとめて置くこと。
※80cm×100cmを超える大きな家具などはなるべく分解すること。



●乾電池等は外して「乾電池類」へ ●カセットテープ・ビデオテープは「燃やすごみ」へ
※鋼鉄類、草刈機の刃、水道の蛇口などは直接環境クリーンセンターへ持ち込むこと。 ※スプリングが付いているソファなどは業者へ依頼すること。

リサイクルの方法 (破碎処理後)鉄類は鉄の原料等。残渣は焼却又は埋立

空き缶類 月1回



※分別マークによりアルミとスチールに選別すること。
※アルミかスチールか判断困難な場合はスチールへ。
※スプレー缶、カセットボンベは「スプレー缶類」のコンテナに入れる。
※缶はつぶさない。
ふたは本体についた状態であればよい。
※カセットコンロのガスボンベやスプレー缶は、中身を出し切り、穴を開けず出すこと。(火災等の危険防止)

空きびん類 月1回



透明・茶・その他の色に分け、分別してください。
※キャップやふたを外して、中をすすいでください。
※ラベルや手で取れないキャップもそのまま出せます。
※割れていても出せます。

空きびん類に出せないもの
ガラス食器、化粧品・薬剤のびん、耐熱食器
●これらは、中身を出して「破碎・埋立及び粗大ごみ」へ出してください。

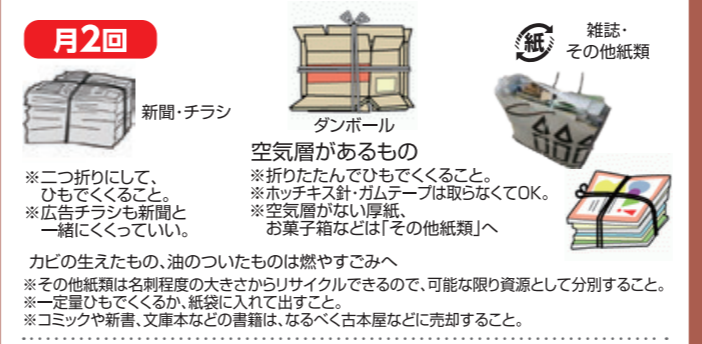
ペットボトル 月2回



清涼飲料水・酒類・調味料類等の容器など
●キャップとラベルは「プラ製容器包装」に出してください。
※キャップやふたを外して、中をすすいでください。
※ラベルや手で取れないキャップもそのまま出せます。
※割れていても出せます。

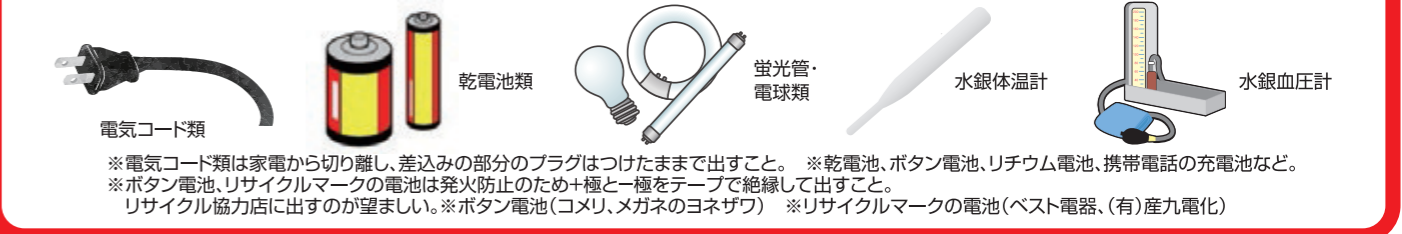
廃食用油 月1回
※使用済みの食用油は配布の専用容器(5ℓ)に入れること。
※未使用の賞味期限を過ぎた食用油は容器に入ったままの状態ですること。

紙類・布類 月2回



紙類に出せないもの
・カーボン紙、ノンカーボン紙、防水加工してある紙コップ
・感熱紙、匂いのある箱
上着、下着、靴下、手袋、帽子、和服、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど。服はボタン等取らずそのまま。
※中が見える袋に入れること。
※はんでなど編入りのものは「燃やすごみ」へ

電気コード・有害 月1回

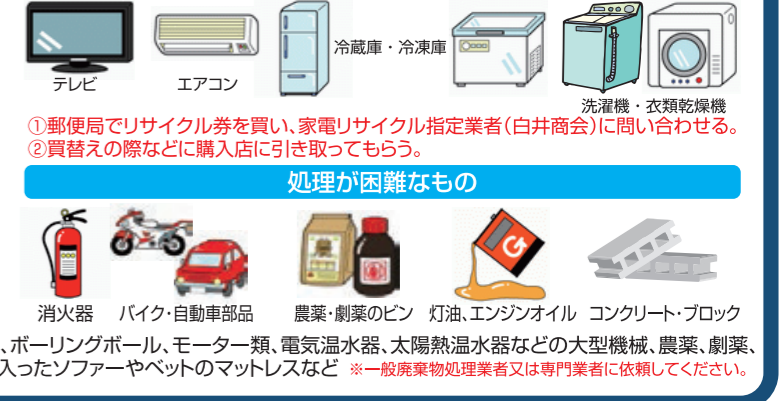


※電気コード類は家電から切り離し、差込みの部分のプラグはつけたままで出すこと。 ※乾電池、ボタン電池、リチウム電池、携帯電話の充電電池など。
※ボタン電池、リサイクルマークの電池は発火防止のため+極と-極をテープで絶縁して出すこと。
リサイクル協力店に出すのが望ましい。 ※ボタン電池(コメリ、メガネのヨネザワ) ※リサイクルマークの電池(ベスト電器、(有)産九電化)

市が収集できないもの

わからない場合はクリーンセンターへお問い合わせください
パソコン及びパソコンモニター 事業所からでるごみ
パソコン
持ち込み先: アクトビーリサイクル(株)
※製造メーカーに処理を依頼するか、パソコン3月推進協議会にお問い合わせください。
●ガスボンベ、バッテリー、焼却灰、かわら、自動車及びバイクのタイヤ、ボーリングボール、モーター類、電気温水器、太陽熱温水器などの大型機械、農業、劇薬、ペンキなどの液体、大きな枝や丸太(直径5cm以上)、スプリングの入ったソファやベッドのマットレスなど ※一般廃棄物処理業者又は専門業者に依頼してください。

家電リサイクル法対象品



使用済小型家電 月1回

大きさ たて15cm×よこ25cm以内
●乾電池等は外して「乾電池類」へ
●17品目以外の小型家電は「破碎・埋立」へ
※家電リサイクル法などの対象となるテレビ、パソコンなどは家電リサイクル指定業者又は購入店へ依頼すること。

- 小型家電回収対象品 (17品目)
- ①携帯電話
 - ②電話機
 - ③電話子機
 - ④モデム
 - ⑤ポータブル液晶テレビ
 - ⑥ポータブル音楽プレーヤー
 - ⑦電子辞書
 - ⑧デジタルカメラ
 - ⑨ビデオカメラ(ハンディ)
 - ⑩カーナビ
 - ⑪カーオーディオ
 - ⑫キーホルダーゲーム機
 - ⑬ポータブルゲーム機
 - ⑭家庭用ゲーム機
 - ⑮ゲームコントローラー
 - ⑯ゲームソフト(CD-ROM等を除く)
 - ⑰リモコン

●小型家電を出すときの注意点
※個人情報は、必ず消去してください。
※携帯電話は個人情報漏えい防止のため本体に穴を開けて出すか、購入店へ引取りの依頼をすること。
※回収した小型家電は返却できません。 ※電池は取り外してください。 ※コードは切って出してください。
※家庭から排出されるものに限ります。(事業所から排出されるものは対象外です。)

コンテナの並べ方一例



※コンテナは、収集日前日の午後3時頃までに配布します。但し、月曜日が収集日の場合は前週の金曜日に配布します。
※青書きの札は青色のコンテナに、黒書きの札は灰色のコンテナに、赤書きの札は茶色のコンテナに掛けて使用してください。
※資源ごみは、地域で決められた時間内に分別して出してください。
※プラ製容器包装、燃やすごみ、生ごみは、決められた場所に、午前8時30分までに出してください。地域のステーションに事業所のごみは出せません。

ごみを直接施設に搬入する場合

持ち込める品目 ●燃やすごみ ●生ごみ ●プラ製容器包装 ●粗大ごみ ●資源物全般
住所 水俣市築地9-40
持ち込める時間 午前/8:30~12:00 午後/1:00~4:30 ※但し、生ごみは午後2時まで。
土日、祝日、年末年始を除く



お問合せ先 水俣市環境クリーンセンター ☎0966-62-4101